

## ⑬ 薬物乱用防止

### 1 薬物乱用防止の必要性等

#### (1) 薬物乱用の定義

医療目的でない薬物を不正に使用すること及び医薬品を医療目的以外に使用することをいい、**覚せい剤などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。また、所持しているだけでも犯罪になります。**

#### (2) 薬物使用者に対する重大な影響

- ア 脳へのダメージ、幻覚、妄想、中毒死等
- イ 幻覚・妄想による暴力、殺人、薬物購入費による生活破綻等
- ウ 刑事罰、懲戒処分等

#### (3) 国民や防衛省・自衛隊に対する重大な影響

**自衛隊は、武器・弾薬を取り扱う集団**であることから、薬物犯罪が発覚した場合、以下のような悪影響が表面化する可能性があります。

- ア 薬物使用者による武器・弾薬等の取扱いに対する国民の不安
- イ 薬物使用者の存在による組織の健全性低下等

これらの悪影響は、自衛隊の集団生活の中で薬物がまん延した場合には、より一層重大なものとなる可能性があります。

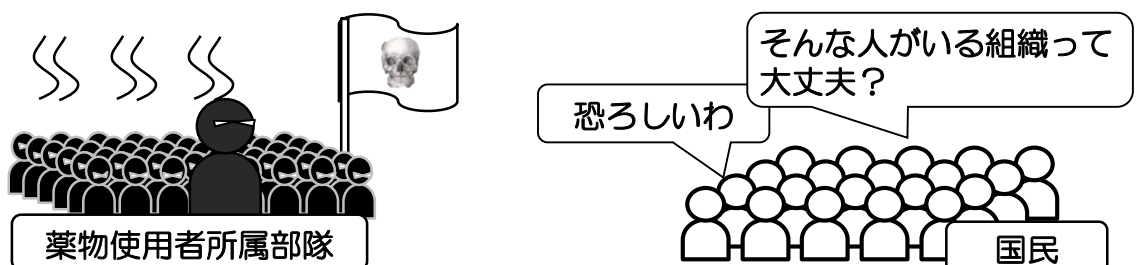
#### (4) 禁止薬物の種類

禁止薬物には、大麻、覚せい剤、MDMA、コカイン、麻薬原料植物（マジックマッシュルーム等）、ヘロイン、向精神薬、ハーブなどと称されているいわゆる危険ドラッグ等があり、所持、譲渡、譲受、使用、栽培等について、法令等により懲役や罰金が定められています。

また、覚せい剤と同様に、大麻や合法ハーブ等と称して販売される薬物（危険ドラッグ）等も人体に重大な影響があり、害が少ないという認識は誤りです。

**一回のみの使用、所持、譲渡等でも極めて重大な犯罪行為となります。絶対にこれらの薬物に手を出してはいけません。**

※ 合法ドラッグや脱法ドラッグは、平成26年7月22日から「危険ドラッグ」に名称が統一されました。



# ⑬ 薬物乱用防止

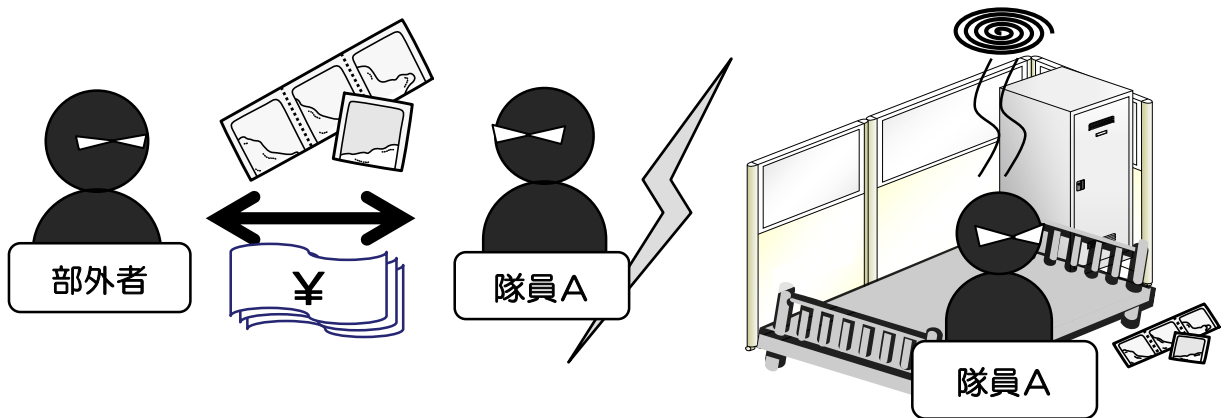
## 2 過去の違反事例

### 事例1：部外者から入手し、営内・営外で使用

#### 【概要】

隊員Aは、帰省先の都市部路上において部外者から覚せい剤を購入し、駐屯地外（ホテル等）や駐屯地内（生活隊舎居室）において使用しました。

その後、覚せい剤取締法違反容疑で逮捕され、懲戒処分（免職）、有罪判決（懲役1年6か月、執行猶予3年）となりました。



#### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
<b>部外者から覚せい剤購入及び駐屯地内外における使用</b>	覚せい剤取締法第41条の3第1項第1号 （罰則：使用の禁止）
	自衛隊法第58条 （品位を保つ義務）⇒サービス規律違反

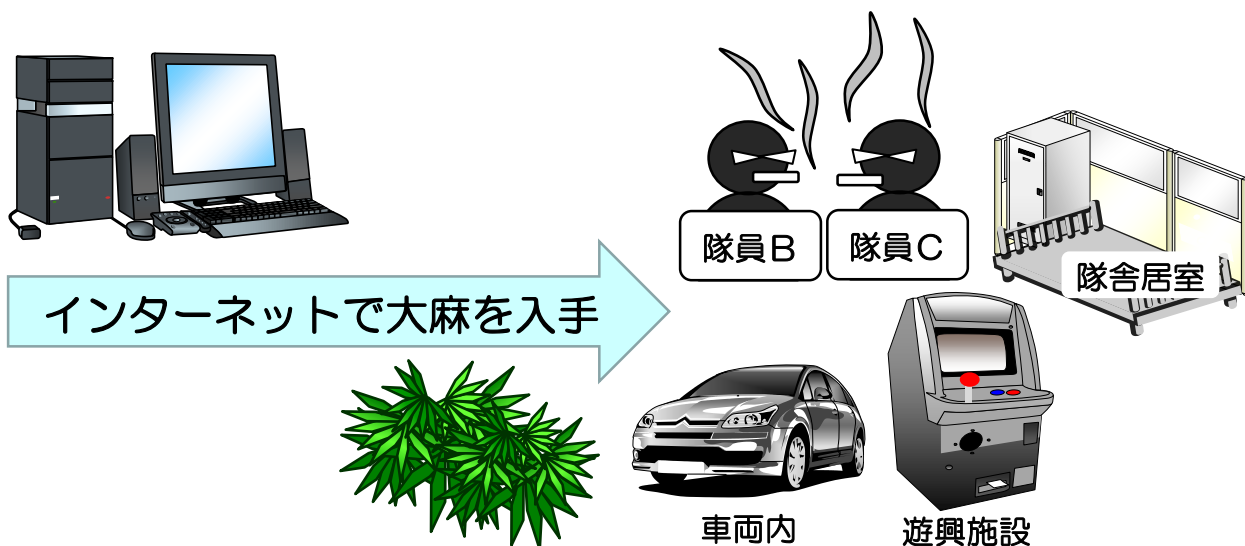
# ⑬ 薬物乱用防止

## 事例2：インターネットを通じて入手し、営内・営外で使用

### 【概要】

隊員B及び隊員Cは、インターネットを通じて大麻を購入し、駐屯地外（私有車両内、遊興施設）、駐屯地等内（生活隊舎居室）において使用しました。

その後、隊員B及び隊員Cは、大麻取締法違反容疑で逮捕され、両名とも懲戒処分（免職）となりました。



### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
<u>インターネットを通じた大麻の購入及び駐屯地内外における使用</u>	大麻取締法第3条 (大麻取扱者)
	大麻取締法第24条の2 (罰則：大麻の所持、譲受け等)
	自衛隊法第58条 (品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

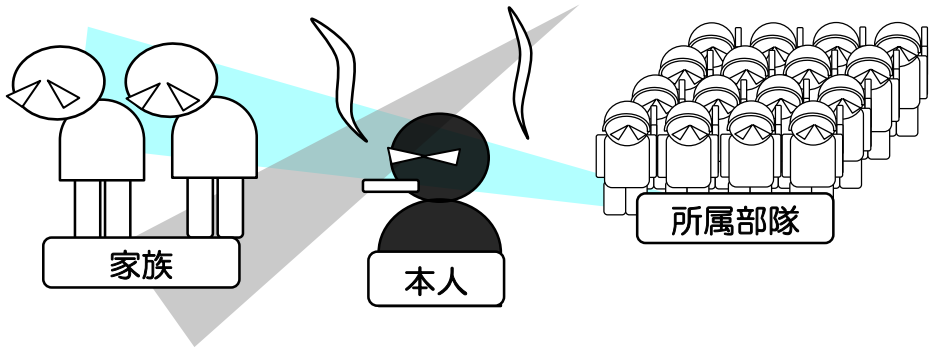
## ⑬ 薬物乱用防止

### 3 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

#### (1) 禁止薬物には絶対に手を出さな

禁止薬物に対する興味や好奇心を持つ者が、部外者やインターネット等を通じて禁止薬物を容易に入手できる昨今の環境は、その使用等の原因となり得るものです。

このため、禁止薬物の使用等は、自分や家族の人生に重大な結果をもたらし、組織に多大な迷惑をかけてしまうことを認識するとともに、禁止薬物には絶対に手を出さないという強い決意を持つなど、好奇心等の抑制に努めることが必要です。



#### (2) 薬物乱用の事案は、速やかに相談窓口等へ報告・通報

過去において、同僚の禁止薬物の使用等を知りながら報告しなかった事例がありました。原因は、仲間意識からくるものでしたが、同僚等による禁止薬物の使用等に遭遇した場合は、指揮系統上、直属の上司の他、相談窓口（各自衛隊の警務隊）及び公益通報窓口等に速やかに通報することが必要です。

#### (3) 薬物乱用防止に係る教育の必要性

最近、若年隊員が禁止薬物、特に危険ドラッグの使用により懲戒処分されています。危険ドラッグについても輸入、製造、販売等に加え、所持、使用、購入、譲受けも禁止されていることから、サービス指導や教育を一層徹底し、薬物根絶意識の醸成、厳正な規律保持を図ることが重要です。隊員個人の不法行為の防止及び組織の規律保持という観点だけでなく、国民からの信頼を失わないためにも、防衛省・自衛隊は組織として薬物乱用防止に努めなければならないのです。